

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市営住宅情報連携システム改修（新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給システム連携）業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は、市民サービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、新婚・子育て世帯向け分譲住宅利子補給制度における住民票の提出を不要とすべく、「住民基本台帳等事務システム」（以下、「住基システム」という。）とデータ連携を行っている「大阪市営住宅情報連携システム」（以下、「本システム」という。）について、「新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給システム」（以下、「利子補給システム」という。）と連携するための改修業務を行うものである。

なお、安全性を考慮し、住基システムと利子補給システムを連携するのではなく、本システムを通じて連携を行うものである。

本システムは、本市が運用する市営住宅管理システムと本市内外の住民情報を扱う業務システムとの間で情報の授受等を効率的に実現するため、複雑な処理を必要とするものであり、また、効率性・操作性・安定性に優れたシステムとなるようＳＣＳＫ株式会社により独自開発されている。本システムの改修にあたっては、改修箇所及び改修による影響範囲を的確に判断する必要があることから、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまで本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているＳＣＳＫ株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和7年4月1日付けでＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、ＳＣＳＫ株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、ＳＣＳＫ株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみである。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課民間住宅助成グループ（電話：06-6208-9229）

随意契約理由書

1 案件名称

中津住宅1号館建設工事外1件 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社真鍋建築設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9256)

随意契約理由書

1 案件名称

市営住宅構造設計調整業務委託

2 契約の相手方

株式会社 平田建築構造研究所

3 随意契約理由

本業務は、各団地の構造設計における市営住宅としての品質の統一化と構造の安全性を確保するため、構造設計要領書や構造標準図に基づき、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、各団地の構造設計について、構造設計要領書等との適合確認や関係機関との協議内容、敷地条件等による工事施工への影響などの多角的な要素を的確に捉え、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うことができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、市営住宅の品質の統一化と構造の安全性確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や調整能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社平田建築構造研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9445)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東第1住宅5号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 旭設備計画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社 旭設備計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 夢洲消防出張所建設工事基本設計 (建築・設備) 業務委託

2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社東畑建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9324)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度市設建築物の構造設計調整等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 あい設計

3 随意契約理由

本業務は、各市設建築物の構造設計における市設建築物としての品質の統一化と構造の安全性を確保するため、構造設計要領書や構造標準図に基づき、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、各市設建築物の構造設計について、構造設計要領書等との適合確認や関係機関との協議内容、敷地条件等による工事施工への影響などの多角的な要素を的確に捉え、各設計事務所の構造担当者との技術的調整を行うことができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、市設建築物の品質の統一化と構造の安全性確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や調整能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社あい設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺スポーツセンター他 1 施設設備改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社URリンケージ

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経済産業省・消防局・水道局・関西電力株式会社等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社URリンケージが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

墨江丘中学校屋体棟増築その他工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 小笠原設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社小笠原設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

南部こども相談センター他 1 施設改修その他工事設計意図伝達業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

本業務は、工事施工段階において、設計者が実施設計図書に基づき、工事施工者や工事監理者（以下、「工事施工者等」という）への質疑応答、説明、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等を行い、設計意図を工事施工者等に対して正確に伝えるものである。

南部こども相談センター及びリハビリテーションセンターは市設建築物（一般施設）であり、その新增築や改修等の工事では、個別の施設用途特性に応じた諸室の細部設計、それに応じた構造検討等を行うとともに、設計者が主管局の要望を詳細に聞き取りながら設計を行っている。そのため当該工事の施工段階における設計者の意図の反映が品質確保に大きく寄与することから、設計意図伝達業務を行う。

株式会社 大建設計は、令和 5～6 年度に実施設計を行った業者であり設計内容を熟知していることから、設計意図を正確に伝達し、工事施工者等からの質疑に対して適切に応答することができる。また、本業務を委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。よって、実施設計を行った上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

国際見本市会場（インテックス大阪）3号館改修工事設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社綜企画設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社綜企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-7875)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

城東小学校屋体棟増築その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 山田総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社山田総合設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

三軒家東小学校プール設置その他工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日匠設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日匠設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破中学校東校舎棟他増築その他設備工事設計業務委託2

2 契約の相手方

(株) 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、(株) 日本設備総合研究所であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9365）